

社会福祉法人 蘇 清 会

地域密着型介護老人福祉施設

蘇望苑ユニット 入居契約書

当事業所はご契約者に対して、ユニット型地域密着型介護福祉施設サービスを提供いたします。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明いたします。

様（以下「利用者」という）と社会福祉法人
蘇清会地域密着型介護老人福祉施設蘇望苑ユニット（以下「事業者」という）
は事業者が利用者に対して行うユニット型地域密着型介護福祉施設サービス
（以下「介護福祉施設サービス」という）について、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って介護福祉施設サービスを提供し、利用者はそのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

この契約の契約期間は____年____月____日から、利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

- 2 契約期間満了日の7日前までに、利用者から事業者に対して文書による契約終了の申し出がない場合、かつ、利用者が要介護認定の更新で要介護者（要介護3～要介護5）と認定された場合、この契約は次の要介護認定の有効期間満了日まで自動更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条（身元引受人）

事業者は利用者が契約期間中に死亡した場合、又は心神喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備え、原則として家族等を身元引受人として定めます。

- 2 身元引受人は、この契約及び更新後の契約に基づき、事業者に対して利用者の責任において行うべきすべての事項を保証し、その事項を履行することとします。
- 3 身元引受人は、利用者が契約期間中に死亡した場合、遺体及び遺留金品を引き取ることにします。

第4条（地域密着型施設サービス計画）

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に行わせます。

- (1) 利用者について解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえた上で、介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ地域密着型施設サービス計画（以下「施設サービス計画」という）を作成します
- (2) 必要に応じて施設サービス計画を変更します
- (3) 施設サービス計画の作成および変更の際し、その内容を利用者

及び家族等に説明します

第5条（介護福祉施設サービスの内容）

事業者は施設サービス計画に沿って、利用者に対し居室、食事、介護サービス、その他介護保険法令の定める必要な援助を行います。又、施設サービス計画が作成されるまでの期間も、利用者の希望、状態等に応じて必要なサービスを提供します。

- 2 事業者はサービス提供にあたり、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体の拘束を行いません。ただし、緊急やむを得ず利用者の行動を制限する場合は、利用者及び家族に対し行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明し、サービスの提供記録にその内容を記載します。

第6条（要介護認定の申請にかかる援助）

事業者は、利用者が要介護認定の更新申請を円滑に行えるよう援助します。

- 2 事業者は利用者及び家族が希望する場合には、要介護認定の更新申請を行います。

第7条（サービス提供の記録）

事業者は、介護福祉施設サービスの提供に関する記録を作成することとし、これを契約終了後5年間保管します。

- 2 利用者又は家族等は、午前9時00分から午後5時00分の間に各ユニット内事務室にて、当該利用者に関する第1項のサービス提供記録を閲覧できます。
- 3 利用者又は家族等は、当該利用者に関する第1項のサービス提供記録の複写物の交付を受けることができます。

第8条（サービス利用料金の支払い）

利用者はサービスの対価として、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額）を事業者にお支払い頂きます。

- 2 事業者は、当月の料金の合計額を請求書に明細を付して、翌月15日までに利用者又は家族等に通知します。
- 3 利用者は、当月の料金の合計額を翌月末日までに_____の方法

で支払います。

- 4 事業者は、利用者又は家族等から料金の支払いを受けた時は、利用者又は家族等に対し領収証を発行します。

第9条（契約の終了）

利用者又は、事業者に対し7日間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

- 2 次の事由に該当した場合、事業者は利用者に対して30日の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
 - (1) 利用者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
 - (2) 利用者が、事業者やサービス従業者又は他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
 - (3) やむ得ない事情により事業所を閉鎖又は縮小する場合
- 3 利用者が要介護認定の更新で非該当（自立）又は要支援と認定された場合、前介護度の有効期間満了日をもってこの契約は終了します。
- 4 次の事項に該当した場合この契約は自動的に終了します。
 - (1) 利用者が他の介護保険施設に入所した場合
 - (2) 利用者が病院又は診療所等に入院し、入院翌日から3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合
 - (3) 利用者が死亡した場合

第10条（退所時の援助）

事業者は契約が終了し利用者が退所する際には、利用者及びその家族等の希望、利用者が退所後におかれることとなる環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を行います。

第11条（秘密保持）

事業者及びサービス従事者はサービス提供を行う上で、知り得た利用者及び家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

- 2 事業者は、利用者又は家族等から予め文書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業者等に対し、利用者の個人情報を提供しません。

第12条（賠償責任）

事業者はサービスの提供に伴って、事故の責に帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

2 事業者は事故の責に帰すべき事由がない限り、賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合は、事業者は賠償責任を逃れます。

- (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (2) 利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- (4) 利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第13条（連絡義務）

事業者は、利用者の健康状態が急変した場合は、予め届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに、医師に連絡を取る等必要な処置を行います。

第14条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者又は家族等からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、事業所の設備又はサービスに関する利用者の相談・苦情に対し迅速に対応します。

第15条（地域との連帯）

事業者は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表、地域包括支援センターの職員又は介護福祉施設サービスについて知見を有する者により構成される協議会を設置し、サービス提供状況等を報告することで評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を受ける機会を設けます。

第16条（本契約に定めない事項）

利用者及び事業者は、信義誠実を持ってこの契約を履行するものとします。

2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議の上定めることとします。

上記の契約書を証するため、本書を2通作成し、利用者、事業者が署名捺印の上、各1通を保有するものとします。

____年 ____月 ____日

【事業者】

事業所名 社会福祉法人蘇清会
地域密着型介護老人福祉施設 蘇望苑ユニット
(ユニット型地域密着型介護老人福祉施設)
(介護保険事業所番号：4392800191)

住 所 熊本県上益城郡山都町滝上223番地1

代表者名 社会福祉法人 蘇清会

理事長 橋 野 和 仁 印

【利用者】

住 所 _____

氏 名 _____ 印

【身元引受人】

住 所 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 _____

地域密着型介護老人福祉施設 蘇望苑ユニット 運営規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人蘇清会が設置運営する地域密着型介護老人福祉施設蘇望苑ユニット（以下「施設」という）の運営及び利用について、必要な事項を定め施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 施設は、介護保険法・老人福祉法及び関係法令に基づき、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、虐待防止及び身体拘束廃止に努め、入居者の居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後に生活が連続したものになるよう配慮しながら、各共同生活室（以下「ユニット」という）において入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう介護サービスの提供に万全を期すものとする。

施設は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に挙げる措置を講じるものとする。

- (1) 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年2回以上）実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適正に実施するための担当者を置くこと。

(定員)

第3条 施設の定員は20名とする。

2 ユニット数及びユニットごとの入居定員は次の各号に掲げるとおりとする。

- | | |
|-----------------|---------------|
| (1) ユニット数 | 2ユニット |
| (2) ユニットごとの入居定員 | ユニットハーブ : 10名 |
| | ユニットバラ : 10名 |

(施設の名称及び所在地)

第4条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 地域密着型介護老人福祉施設 蘇望苑ユニット
- (2) 所在地 熊本県上益城郡山都町滝上223番地の1

第2章 従業者及び職務内容

(従業者)

第5条 施設は、介護保険法に基づく「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」に示された所定の従業者を満たした上で、次のとおり配置するものとする。ただし、法令の定める範囲内において兼務をすることができるものとする。

- | | | |
|------|-----------|-----------|
| (1) | 施設長（管理者） | 1名 |
| (2) | 事務長 | 1名 |
| (3) | 事務員 | 1名以上 |
| (4) | 生活相談員 | 1名以上 |
| (5) | 介護職員 | 1ユニット1名以上 |
| (6) | 看護職員 | 1名以上 |
| (7) | 機能訓練指導員 | 1名以上 |
| (8) | 介護支援専門員 | 1名以上 |
| (9) | 医師（非常勤医師） | 1名 |
| (10) | 管理栄養士・栄養士 | 1名以上 |
- 2 前項に定めるものの他、必要がある場合は、員数を超え又はその他の職員を置くことができる。

(職務)

第6条 従業者の職務内容は次のとおりとする。

- (1) 施設長（管理者）
常勤にて、専ら施設の職務に従事し、職務の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行い、事務所の統括及び職員に必要な指揮命令を行う。
- (2) 事務長
常勤にて、管理者を補佐し、職務の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行い、事務所の統括及び職員に必要な指揮命令を行う。
- (3) 事務員
施設の庶務及び会計事務に従事する。
- (4) 生活相談員
利用者の入退所、生活相談及び援助の業務に従事する。
- (5) 介護職員
利用者の日常生活の介護、相談及び援助の業務に従事する。
- (6) 看護職員
利用者の看護、保健衛生の業務に従事する。
- (7) 機能訓練指導員
利用者が、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- (8) 介護支援専門員
利用者の介護支援に関する業務（施設サービス計画作成等）に従事する。

- (9) 医師（非常勤医師）
利用者に対する健康管理及び保健衛生の管理指導の業務に従事する。
- (10) 管理栄養士・栄養士
給食管理、利用者の栄養指導等を行う。

第3章 設備及び備品等

(居室)

第7条 入居者の居室に、ベット・ナースコール等を備品として備える。

(共同生活室)

第8条 必要な広さを有するものとし、必要な備品を備える。

(浴室)

第9条 浴室には入居者が使いやすいよう、一般浴槽の他に要介護者のための特殊浴槽を設ける。

(洗面所及び便所)

第10条 必要に応じて各所に洗面所や便所を設ける。

第4章 契約及び運営

(内容及び手続きの説明並びに同意及び契約)

第11条 施設は、サービス提供の開始に際し入所申込者又はその家族等に対して、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他必要と認められる事項を記した重要事項説明書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約者を締結する。

(受給資格等の確認)

第12条 施設は、サービス利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することができる。

(入退居)

第13条 施設は、身体上又は精神上の著しい障害があるために常時の介護を必要としかつ居室において常時の介護を受けることが困難な者に対してサービスを提供する。

- 2 施設は、正当な理由なく施設サービス提供を拒んではならない。
- 3 施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合や、入居申込者に対して

適切な便宜を供与することが困難な場合には、適切な医療機関や介護老人福祉施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

- 4 施設は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴、居宅サービス等の利用状況等の把握に努める。
- 5 施設は、入居者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、入居者が自宅で日常生活を営むことができるか否かを検討する。検討にあたっては、居宅介護支援事業者及び施設、家族等間で協議する。
- 6 施設は、居宅での日常生活が可能と認められる入居者について、本人及びその家族等の要望、退所後に置かれる環境等を勘案し円滑な退所のための援助を行う。
- 7 施設は、入居者の退所に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供や、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

第5章 サービス

(地域密着型施設サービス計画の作成)

- 第14条 施設の管理者は介護支援専門員に、ケアプランの作成に関する業務を担当させるものとする。
- 2 ケアプランの作成を担当する介護支援専門員（以下「計画作成介護支援専門員」という）は、ケアプランの作成にあたって、入居者の日常生活全般を支援する観点から、当該住民の自発的な活動によるサービス等の利用も含めケアプラン上に位置づけるよう努める。
 - 3 計画担当介護支援専門員は、ケアプランの作成にあたっては適切な方法により、入居者についてその有する能力、その置かれている環境等の評価を通じ入居者が抱える問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で、解決すべき課題を把握する。
 - 4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という）にあたっては、入居者及びその家族等に面接して行う。この場合において、計画担当介護支援専門員は面接の趣旨を入居者及びその家族等に対し十分説明し、理解を得る。
 - 5 計画担当介護支援専門員は、入居者の希望及び入居者についてのアセスメントの結果に基づき、入居者の家族等の希望を勘案して入居者及びその家族等の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、地域密着型施設サービスの目標及びその達成時期、地域密着型施設サービスの内容及び留意事項等を記載した地域密着型施設サービス計画書の原案を作

成する。

- 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、各担当者から専門的な見地からの意見を求める。
- 7 計画担当介護支援専門員は、ケアプランの原案の内容について入居者又はその家族等に対して説明し、文書により同意を得る。
- 8 計画担当介護支援専門員は、ケアプランを作成した際には、当該ケアプランを入居者又は家族等に交付する。
- 9 計画担当介護支援専門員は、ケアプランの作成も必要に応じて内容の変更を行う。
- 10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という）にあたっては、入居者及び家族等並びに担当者との連絡を継続的に行い、特段の事情がない限り次に定めるところにより行う。
 - (1) 定期的に入居者に面接する
 - (2) 定期的モニタリングの結果を記録する
- 11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においてはサービス担当者会議を開催しケアプランの変更の必要性について、各担当者から専門的な見地から意見を求める。
 - (1) 入居者が要介護更新認定を受けた場合
 - (2) 入居者が要介護状態区分変更の認定を受けた場合

(地域密着型施設サービスの取り扱い方針)

- 第15条 地域密着型施設サービスは、入居者がその有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、ケアプランに基づき入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行い、入居者の日常生活を支援するものとして行う。
- 2 地域密着型施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って、生活を営むことができるよう配慮して行う。
 - 3 地域密着型施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行う。
 - 4 地域密着型施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本とし、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら適切に行う。
 - 5 施設の従業者は、地域密着型施設サービスの提供にあたって、入居者又はその家族等に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明する。
 - 6 施設は地域密着型施設サービスの提供にあたっては、当該入居者又は他の

入居者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わない。

- 7 施設は前項の身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 8 施設は、自らその提供する地域密着型施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(介護の内容)

- 第16条 介護は各ユニットにおいて入居者が相互に社会関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう支援し、心身の状況等に応じ適切な技術をもって行う。
- 2 施設は入居者の日常生活における家事を、その心身の状況等に応じそれぞれの役割を持って行うよう適切に支援する。
 - 3 施設は入居者が心身の清潔を保持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により入浴の機会を提供する。ただし、やむを得ない場合には、清拭等を行うことにより入浴に機会の提供に替えることができる。
 - 4 施設は入居者の心身の状況等に応じて、適切な方法により排泄の自立について必要な支援を行う。
 - 5 施設は、オムツを使用せざるを得ない入居者については、排泄の自立を図りつつ、そのオムツを適切に取り替える。
 - 6 施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備する。
 - 7 施設は前項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援する。
 - 8 施設は、常時1名以上の介護職員を介護に従事させる。
 - 9 施設は入居者に対し、その負担により当該施設従業者以外の者より介護を受けさせない。

(食事の提供)

- 第17条 施設は、栄養並びに入居者の心身の状況等及び嗜好を考慮した食事を提供する。
- 2 入居者の心身の状況等に応じて、適切な方法により食事の自立について必要な支援を行う。
 - 3 施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況等に応じてできる限り、自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保する。

- 4 施設は、入居者が相互に社会的環境を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ食堂で食事を摂ることができるよう支援する。

(相談及び援助)

第 18 条 施設は、常に入居者の心身の状況やその置かれている環境等的確な把握に努め、入居者又はその家族等に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行う。

(社会生活上の便宜の供与等)

- 第 19 条 施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自立的に行うこれらの活動を支援する。
- 2 施設は、入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族等が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行う。
 - 3 施設は、常に入居者の家族等との連携を図るとともに、入居者とその家族等との交流の機会を確保するよう努める。
 - 4 施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努める。

(機能訓練)

第 20 条 施設は、入居者の心身の状況等に応じて、日常生活を営む上で必要な機能の回復又は維持するための訓練を実施する。

(健康管理)

第 21 条 施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

(入居者の入院期間中の取り扱い)

第 22 条 施設は、入居者が医療機関に入院する必要がある場合、入院が概ね 3 ヶ月以内に退院が見込まれる場合には、入居者本人及び家族等の希望を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入居できるよう配慮する。

(利用料及びその他の費用)

- 第 23 条 地域密着型施設サービスを提供した場合の利用料額は、介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額を支払うものとする。
- 2 食費、居住費については、介護保険報酬の告示上の額とする。入院または外泊中でも居室がその入居者に確保されている場合には住居費を徴収す

る。入居者が市町村から「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けている場合は、認定証に記載された負担限度額とする。又、下記の利用料及びその他の費用において、料金を明示したもの以外は実費を徴収する。

- (1) その他の日常生活費等の雑費 実費
 - ・理美容
 - ・日常生活の身の回り品
 - ・教養娯楽としての日常生活に必要な物
 - ・健康管理費
 - ・外出、外泊、入院中のオムツ代
- (2) 預かり金管理料 1,000円(月額)
- (3) サービス提供とは関係のない費用
 - ・個人用の日用品で、個人の嗜好による贅沢品
 - ・個人の希望で購入する雑誌、新聞等の代金

(利用料の変更等)

第24条 施設は、介護保険法関係法令の改正並びに経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができる。

- 2 施設は、前項の利用料を変更する場合には、予め入居者又はその家族等に対し当該サービス内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとする。

第6章 留意事項

(相互の親睦)

第25条 入居者はお互い、個々の体調や生活習慣を尊重しながら、相互の親睦を深めていく。

(喫煙)

第26条 喫煙は施設内の所定の場所及び時間に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁煙とする。

(飲酒)

第27条 飲酒は施設内の所定の場所及び時間に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁酒とする。

(外出及び外泊)

第 28 条 入居者が外出又は外泊を希望する場合には、所定の手続きにより施設側に通知すること。

(健康保持)

第 29 条 入居者は健康に留意するものとし、施設で行う健康診断は特別な理由がない限り受診しなければならない。

(衛生保持)

第 30 条 入居者は生活環境の保全のため、施設内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持に協力する。

(禁止行為)

第 31 条 入居者は施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や信条の相違等で他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと
- (2) 喧嘩、口論、泥酔等で他の入居者等に迷惑を及ぼすこと
- (3) 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること
- (5) 故意に施設もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと

(入所者に関する市町村への通知)

第 32 条 入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく意見を付して旨を市町村に通知する。

- (1) 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき
- (2) 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき

第 7 章 従業者の服務規定と質の確保

(従業者の服務規程)

第 33 条 従業者は介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い自己の業務に専念する。服務にあたっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次に掲げる各号に留意する。

- (1) 入居者に対しては、人権を尊重し自立支援を旨とし、責任を持って接遇

する

- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を心掛ける
- (3) お互い協力しあい、能率の向上に努力するよう心掛ける

(衛生管理)

第 34 条 従業者は設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適切に行う。

- 2 感染症の発生防止、及び蔓延防止のために必要な措置を講じる。
- 3 感染症又は食中毒の予防及び蔓延防止のための、対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、指針を整備し研修を行い従業者への周知徹底を図る。

(従業者の質の確保)

第 35 条 施設は、従業者の資質向上のために研修の機会を確保する。

(個人情報の保護)

第 36 条 施設及び従業者は、業務上知り得た入居者及びその家族等の秘密を保持することを厳守する。

- 2 施設は従業者が退職した後も、正当な理由なく業務上知り得た入居者及びその家族等の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 施設は関係機関、医療機関に対して、入居者及び家族等に関する情報を提供する場合には、予め文書により同意を得ることとする。
- 4 施設は個人情報に則し個人情報を使用する場合、入居者及びその家族等の個人情報の利用目的を公表する。
- 5 施設は、個人情報の保護に係る規定を公表する。

第 8 章 緊急時・非常時の対応

(緊急時の対応)

第 37 条 従業者は、入居者の病状に急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又は予め定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等、必要な措置を講じ管理者に報告する義務を負う。

(事故発生時の対応)

第 38 条 施設は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、

応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び入居者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議する。

- 2 施設は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うこととする。ただし、施設及び従業員の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。
- 3 事故発生の防止のための委員会を設置し、指針に基づき安全管理の徹底を行い、定期的に施設内研修を実施することとする。

(非常災害対策)

第 39 条 施設は非常災害時においては、入居者の安全第一を優先とし迅速適切な対応に努める。

- 2 非常災害その他の緊急事態に備え、防災及び避難に関する計画を作成し、入居者及び従業者に対し周知徹底を図るため、定期的に避難及びその他の必要な訓練等を実施する。

第 9 章 その他運営に関する事項

(運営推進会議)

第 40 条 施設の行う地域密着型介護老人福祉施設を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。

- 2 運営推進会議は利用者、利用者の家族等、地域住民の代表者、山都町地域包括支援センターの職員及び地域密着型介護老人福祉施設について知見を有する者で構成するものとする。
- 3 運営推進会議の開催は、概ね 2 ヶ月に 1 回以上とする。
- 4 運営推進会議は地域密着型介護老人福祉施設の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会とする。

(地域との連携)

第 41 条 施設の運営にあたっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行う等地域との交流に努める。

(勤務体制)

第 42 条 施設は入居者に対して、適切なサービスが提供できるよう従業者の体制を定める。

- 2 入居者に対するサービスの提供は従業者によって行う。ただし、入居者

の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。

3 施設は、従業者の資質向上のための研修の機会を設ける。

(記録の整備)

第 43 条 施設は従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

2 施設は、入居者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結から5年間保存するものとする。

(苦情処理)

第 44 条 施設は、提供したサービスに係る入居者及びその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講ずるものとする。

2 施設は前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容を記録するものとする。

3 施設は提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、入居者及びその家族等からの苦情に関する調査に協力するものとする。市町村から指導又は助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行い報告するものとする。

4 施設はサービスに関する入居者及びその家族等からの苦情に関して、熊本県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、熊本県国民健康保険団体連合会から指導又は助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行い報告するものとする。

(掲示)

第 45 条 施設内の見やすい場所に運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関、利用料、その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(協力医療機関)

第 46 条 施設は入院等の治療を必要とする入居者のために、予め協力医療機関を定めておく。又、協力歯科医療機関も定めておく。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第 47 条 施設及び従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、要介護被保険者に施設を紹介することの対償として、金品又はその他の財産上の利益を供与してはならない。

2 施設及び従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、施設から

退去者を紹介することの対償として、金品又はその他の財産上の利益を受受してはならない。

(法令との関係)

第 48 条 この規程に定めのないものについては、厚生労働省令並びに介護保険法の法令の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 27 年 8 月 1 日から改正施行する。

この規定は、令和元年 10 月 1 日から改正施行する。

この規定は、令和 2 年 10 月 1 日から改正施行する。(食費 居室)

この規定は、令和 5 年 4 月 1 日から改正施行する。(副施設長から事務長)

この規程は、令和 5 年 7 月 1 日から改正施行する。(虐待防止、身体拘束廃止)

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から改正施工する。(虐待防止条項)



地域密着型介護老人福祉施設 蘇望苑ユニット 重要事項説明書

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 蘇清会
- (2) 代表者氏名 理事長 橋 野 和 仁
- (3) 所在地 熊本県上益城郡山都町滝上223番地1
- (4) 電話番号 0967-83-0870
FAX 0967-83-0864
- (5) 設立年月日 平成4年8月26日（法人設立）

2. ご利用施設

- (1) 施設の種別 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- (2) 施設の名称 地域密着型介護老人福祉施設 蘇望苑ユニット
- (3) 施設長 氏名 甲斐 聖匠
- (4) 電話番号 0967-83-0870
FAX 0967-83-0864
- (5) 利用定員 20名（1階・2階：各10名）
- (6) 指定年月日 平成26年4月1日
事業所指定番号 4392800191

3. 運営方針

当施設は地域密着型施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、ご利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営めるよう支援していきます。

また、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、山都町、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めるものとします。

4. 施設の概要

- (1) 居室（個室） 20室（1室 15.31㎡） ユニット型
- (2) 浴室 2室（1室 18.55㎡） 一般浴槽及び特殊浴槽
- (3) 食堂・ホール 2室（1室 31.80㎡）

5. 施設の職員体制及び勤務体制

当施設では、ご利用者に対して地域密着型施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。なお、職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	現職員	指定基準	勤務時間
管 理 者	1	1 (本体兼務可)	日勤8:30~17:30
医 師	0.2	必要数	内科・外科 (毎週月・木曜日) 歯科 (水曜日: 必要時) 皮膚科 (必要時)
生活相談員	1	1	就業規則22条別紙参照
看護職員	1	1	
機能訓練指導員	1	1 (本体兼務可)	
介護支援専門員	1	1 (兼務可)	
管理栄養士	1	1 (本体兼務可)	
事務職員	1	必要数	
介護職員	12	1フロア-1以上	

※介護職員はご利用者様のご希望等により勤務時間帯を変更します。

6. 施設サービスの内容

(1) 日常生活支援

地域密着型施設 サービス計画の 作成	ご利用者様及びご家族様の意向をうかがいサービス計画を立案し、内容を確認の上で作成いたします。 (6ヶ月に1回以上の見直しを行います。)
介 護	上記のケアプランに基づいた介護を行います。 (食事、排泄、入浴、整容、移動介助、余暇活動等)
入 浴	入居者様の希望をうかがい、身体状況に合わせて個浴または機械浴にて入浴いただけます。体調により清拭も行います。
排 泄	排泄の自立を促すため、身体能力を最大限活用した援助を行います。
食 事	朝 食 8:00~ 昼 食 12:00~ おやつ 15:00~ 夕 食 17:30~ *お食事は利用者様に合った職形態で提供いたします。 ご利用者のご希望又は体調に合わせてホールまたは居室等にて召し上がっていただきます。
機能訓練	機能訓練指導員によるご利用者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を予防するよう努めます。
洗 濯	シーツ等のリース以外の衣類等は施設で洗濯を行います。

勤務時間の配分

(別紙1)

(第22条別紙)

職 種		始業時間	休 憩 時 間	終業時間	
生活相談員		8時30分	12時30分～13時30分 16時00分～16時30分	18時00分	
看護職員		7時00分	11時30分～12時30分 15時30分～16時00分	16時30分	
		8時00分	12時00分～13時00分 16時00分～16時30分	17時30分	
		8時30分	12時30分～13時30分 16時30分～17時00分	18時00分	
機能訓練指導員		8時00分	12時00分～13時00分 16時00分～16時30分	17時30分	
理学療法士		8時00分	12時00分～13時00分 16時00分～16時30分	17時30分	
管理栄養士		8時00分	11時00分～12時00分 16時00分～16時30分	17時30分	
介護支援専門員		8時00分	12時30分～13時30分 16時00分～16時30分	17時30分	
事務員		8時30分	12時00分～13時00分	17時30分	
介 護 職 員	日 勤	早 出	6時30分	11時00分～12時00分 14時30分～15時00分	16時30分
		平 常	8時30分	12時00分～13時00分 15時00分～15時30分	18時00分
			9時00分	12時30分～13時30分 15時30分～16時00分 13時00分～14時00分 16時00分～16時30分	18時30分
	遅 出	9時30分	14時30分～15時30分 16時30分～17時00分	19時00分	
	夜 勤	夜勤A	17時30分	19時00分～ 20時00分 23時00分～ 2時00分	9時30分
		夜勤B	17時30分	20時00分～ 21時00分 2時00分～ 5時00分	9時30分
その他の職員		8時30分	12時00分 ～13時00分	17時30分	

(別紙2) ユニット介護職 勤務時間

介 護 職 員	日 勤	早 出	7時00分	12時30分～13時30分	16時00分	
			7時30分	14時00分～14時30分	16時30分	
		平 常	8時00分	13時00分～14時00分	15時00分～15時30分	17時30分
			8時30分	13時30分～14時30分	15時30分～16時00分	18時00分
	9時00分		14時00分～15時00分	16時00分～16時30分	18時30分	
	遅 出	9時30分	13時00分～14時00分	15時00分～15時30分	19時00分	
		10時00分	13時30分～14時30分	15時30分～16時00分	19時30分	
		10時30分	14時00分～15時00分	16時00分～16時30分	20時00分	
夜 勤	準夜勤	15時00分	20時00分～ 21時00分 21時00分～ 22時00分	0時00分		
		23時30分	2時00分～ 3時00分 7時30分～ 8時00分 3時00分～ 4時00分 8時00分～ 8時30分	9時00分		

(別紙2) デイサービスセンター蘇望苑 勤務時間

職種	勤務時間	休憩時間
生活相談員	8時30分～17時30分	11時30分～12時30分
専門職（機能訓練）	8時30分～17時30分	12時00分～13時00分
介護職	8時30分～17時30分	12時30分～13時30分

(別紙2) 管理者 勤務時間

職種	勤務時間	休憩時間
蘇望苑 デイ ユニット	8時30分～17時30分	12時00分～13時00分
居宅	8時30分～17時30分	12時00分～13時00分

(2) 余暇活動

趣味活動	音楽、ドライブ、カラオケ等定期的な活動を行います。
行事	誕生会、敬老会、感謝祭、運動会、新年会等定期的に行事を実施しています。

(3) 保健医療サービス

健康管理	<ul style="list-style-type: none">・月に1回主治医の診察を受けることができます。・必要時は歯・皮膚科の診察を受けることができます。・日常的には、看護職員を中心に健康管理を行います。・医療の必要性は嘱託医師、協力医療機関の医師が判断します。・医療が必要と判断された場合には、速やかに医療機関に通院もしくは入院していただきます。この場合は、ご利用者又はご家族等の責任の下で判断していただきます。・定期健康診断を年1回実施します。・インフルエンザ予防接種を年1回実施します。
------	---

(4) 代行業務

行政手続代行	手続きの代行をご希望される場合は、その都度お申し出ください。
介護保険更新申請の援助	介護保険更新の際には、継続して施設利用ができるよう更新申請に必要な援助を行います。

(5) 預り金管理

預り金管理	<ul style="list-style-type: none">○ お預かりするもの 預貯金通帳と印鑑○ 保管管理者 管理者○ 出納職員 生活相談員○ 規程 入所者預り金等の取扱規程○ 利用料金 1か月当たり 1,000円
-------	---

(6) 家族との交流・地域との交流・その他

行事への参加	当施設が実施する行事には是非ご参加ください。
会報の発行	当法人の会報を年2回程度発行し、ご家族等及び地域住民の方々へ配布します。
ボランティア	各行事・日常生活の援助等、様々な活動でボランティアのご協力をいただいております。ボランティアの受け付けも常時行っています。
面会時の会食サービス	ご家族等の面会時にご利用者と一緒に食事ができるよう、会食サービスを行います。(朝：200円 昼・夕：350円)

7. 利用者負担金

(1) ご利用者からいただく利用者負担金は次表のとおりです。この金額は①介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額、ならびに食費及び居住費②介護保険の給付の対象とならないサービスの2種類に分かれます。(なお、②の費用が必要となる場合には、事前に詳細を説明の上、ご利用者又はご家族等の同意を得なければならないとされています。疑問・ご質問等ございましたらお尋ねください。)

①介護保険の給付の対象となるサービス(この表中の3~5の合計が負担額となります)

1.利用者の要介護度とサービス利用料金	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	682	753	828	901	971
	6,820円	7,530円	8,280円	9,010円	9,710円
2.うち、介護保険から給付される金額	6,138円	6,777	7,452円	8,109円	8,739円
3.サービス利用に係る自己負担額(1-2)	682円	753円	828円	901円	971円
4.食費に係る自己負担額	第1段階：300円 第2段階：390円 第3段階:①650円、②1360円 第4段階:1,445円				
5.居住費に係る自己負担額	第1段階の方：880円 第2段階の方：880円 第3段階の方：1,370円 第4段階の方：2,066円				

その他加算されるサービス

加算項目	内 容	単位数	利用者負担額
初期加算	入所日から30日以内の期間 長期入院後の再入所も同様	30	30円 (1日につき)
外泊時費用	病院等に入院を要した場合及 び外泊をした場合	246	246円(月6日限 度/1日につき)
看護体制加算 Ⅰ	常勤の看護師を1名以上配置 している場合	12	12円 (1日につき)
看護体制加算 Ⅱ	看護職員を2名以上配置 している場合	23	23円 (1日につき)
夜勤職員配置加算 Ⅱーイ	夜勤を行う職員を2名以上配置 している場合	46	46円 (1日につき)
個別機能訓練加算 (1)	利用者様の状態に応じた個別機 能訓練を行う場合	12	12円 (1日につき)
サービス提供体制 強化加算	介護福祉士を5割以上配置 している場合	6	6円 (1日につき)
介護職員処遇改善 加算	介護職員の賃金改善のため、ご利用者ごとの1ヶ月の総単位数(上記の介護度に応じた基本サービス費と各加算)に11.3%を乗じた額の1割		

*医師により看取り状態と判断された場合、別途加算があります。

◇世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民非課税者）や生活保護を受けておられる方の場合は、食費・居住費の負担が減額されます。

対 象 者		区 分	食 費	居 住 費
生活保護受給者		利用者負担1段階	300円	880円
世帯全員が市町村民税非課税	老齢年金受給者	利用者負担1段階	300円	880円
	課税年金受給者と合計所得金額の合計が80万円以下の方	利用者負担2段階	390円	880円
	利用者負担第2段階以外の方（課税年金収入が①80万円超～120万円以下、②120万円超）	利用者負担3段階	①650円 ②1,360円	1,370円
上記以外の方 （施設との契約により設定されます）		利用者負担4段階	1,445円	2,066円

②介護保険の給付の対象とならないサービス

サービス区分	内 容	金 額
雑費（理美容含む）	日用品等	実 費
個人の日用品で個人の嗜好による贅沢品	アルコール類（ビール・焼酎等） 個人用の化粧品等 個人の希望で購入する雑誌・新聞等	実 費
主治医の指示等により使用する個人的な医療器具	マージンチューブ・バルーン・酸素等	実 費

(2) 支払方法

当月分を1ヶ月ごとに精算し、翌月15日までに請求します。お支払いは契約書第8条による方法（事務所窓口による現金支払い、ゆうちょ銀行での自動口座引落、当苑指定の口座振り込み）でお願い致します。

ただし、これによりしがたい場合はご相談に応じます。

8. 入退所について

(1) 入所について

①山都町に在住し介護認定を受けた方で、当施設指定の入所申込書に必要事項を記入しお申し込みください。

②入所前に事前面接を行います。その後当施設の入所判定委員会で入所が決定場合は契約となります。契約の有効期間は介護保険認定期間と同じです。ただし、引き続き認定を受け、ご利用者又はご家族等から契約終了の申し出がない場合には、自動的に更新されるものとします。

(2) 契約の終了について（退所）

- ①ご利用者又はご家族等からいつでも申し出ることにより、この契約を解除することができます。
- ②施設は次の事項に当てはまる場合、ご利用者及びご家族等に対して文書で通知することにより、この契約を解除することができます。
 - 1) ご利用者のサービス料金支払いが、正当な理由なくして3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず、これが支払われない場合。
 - 2) ご利用者が病院等に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合、又は入院後3ヵ月を経過しても退院できないことが明らかになった場合
 - 3) ご利用者が施設や施設職員又は他のご利用者に対して、この契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合
- ③ご利用者が要介護認定の更新で、非該当（自立）・要支援1・要支援2と認定された場合、前介護度の有効期間をもってこの契約は終了します。
- ④次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - 1) ご利用者が他の介護保険施設に入所した場合
 - 2) ご利用者が死亡した場合
 - 3) やむを得ない事情により施設を閉鎖又は縮小する場合

9. 当施設利用に際しての留意事項

事 項	内 容
面 会	面会時間：9：00～20：00 それ以外の時間についてはご相談ください。
外出・外泊	外出・外泊届に必要な事項をご記入ください。 前日までに届け出をお願いします。
飲 酒	原則として夕食時間をお願いします。
喫 煙	原則として敷地内禁煙となります。
所持品の持ち込み	居室に収納できる範囲をお願いします。 必要以上の金銭・貴重品の持ち込みについては ご遠慮ください。
嘱託院・協力院以外の受診	嘱託医師・協力病院の医師の指導ではなく、ご利用者 やご家族等の希望で他の医療機関を受診する場合は、 ご家族等での対応をお願いします。また、診療結果、 処方薬等については職員にお申し出ください。
宗教・政治活動	施設内他のご利用者に対する、宗教活動や政治活 動はご遠慮ください。
食べ物の持ち込み	健康上のことがありますので職員にお尋ねください。

10. サービス提供の記録保存と情報開示

サービス提供に関する記録を作成することとし、これを契約終了後5年間保存いたします。その記録は当施設にて閲覧できます。

11. 退所後の援助

契約終了によりご利用者が退所される際には、ご利用者及びご家族等の希望、ご利用者が退所後の生活されることとなる環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を行います。

12. 秘密保持の遵守

(1) 施設及びすべての職員は、サービスを提供する上で知り得たご利用者及びご家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

(2) 個人情報については、法人の運営する各事業所が提供するサービスを適正かつ円滑に提供するために必要な範囲内で情報を収集し、各事業責任者のもとと保管するとともに、利用目的に沿った利用を行います。

なお、下記の内容の場合に情報提供を行うことがありますので、ご承知おきください。

①内部での利用

ご利用者等に提供する施設サービス、介護保険事務、施設サービスに係わる運営業務のうち、

- | | |
|--------------|-------------------|
| 1) 入退所の管理 | 5) 施設サービス提供職員の連帯 |
| 2) 会計・経理 | 6) 施設サービスや業務の維持 |
| 3) 事故等の報告 | 7) 当該事業所内において行われる |
| 4) 施設サービスの向上 | 学生等への実習の協力 |

②外部への提供

ご利用者に提供する介護サービスのうち、

- 1) ご利用者の疾病治療、健康維持のため、主治医等医師への連絡及び健康記録・生活提供記録
- 2) ご家族への心身の状況説明

介護保険事務のうち、

- 1) 審査支払機関へのレセプト等の提出
- 2) 審査支払機関又は保険者からの照会の回答
- 3) 損害賠償保険等に係わる社会保険等への相談又は届出等

13. 緊急時の対応

ご利用者の様態に変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な措置を講じる他、事前にお聞きする緊急連絡先のご家族等に速やかに連絡いたします。

嘱託医療機関名	山都町包括医療センター そよう病院
所在地	熊本県上益城郡山都町滝上476番地2
電話番号	0967-83-1122
診療科目	内科・外科・整形外科・循環器科・眼科・歯科

14. 非常災害規程

非常時の対応	別途定める「消防計画」により対応します。
防災管理者	甲斐 聖匠
防災設備	自動火災通報装置・非常時通報装置・スプリンクラー・地震時によるエレベーターの直近階での停止

15. サービスの内容に関する相談・苦情窓口

(1) 当施設における苦情の受付

施設内に相談・苦情専用の窓口を設置し、相談に訪問されたご利用者及びご家族のプライバシーと秘密保持のため専用室を設けています。相談・苦情の窓口担当者を選任し、当該担当者がその相談にあたります。また、苦情受付ボックスを事務所前廊下に設置しています。

苦情受付窓口（担当者）	受付時間	連絡先
施設長 甲斐 聖匠	9：00～17：00 (月～金曜日)	0967-83-0870
生活相談員 佐藤 憲子		

(2) 迅速かつ円滑に苦情処理を行うための体制及び手順

苦情を申し立てられた方に対し内容説明を行うことにより、苦情がその場で解決可能なものであれば、その場で速やかに解決を図り同意を得ることとします。この場合も施設長（管理者）に報告します。

苦情がその場で解決困難な場合は、

- ①苦情の原因となっていることについて、ご利用者又はご家族等への聞き取りや、職員への内容確認により事実を把握します。
- ②その後、翌日までには施設内で検討会議を開催し、当施設が改善すべき苦情処理策を作成します。その日のうちにご利用者又はご家族等苦情を申し立てた方に対し、説明を行い同意を得ることとします。また、「第三者委員会」への報告の要否を確認し必要な対応を行います。
- ③施設長（管理者）はご利用者又はご家族等からの苦情があった事項について、その後のサービス提供の中で真に改善されているか職員やご利用者及びご家族等にも確認を行い、改善しきれていないと判断した場合には、職員教育を徹底し速やかな改善を図り、ご利用者及びご家族等の意向に沿ったサービスの提供がなされるような配慮を行います。
- ④当施設に対する苦情については責任を持って対応しますが、ご利用者及びご家族等は下記の機関への申し立てもできます。
- ⑤当施設が行うサービスの提供により、ご利用者に賠償すべき事故が生じた時は速やかに賠償いたします。
- ⑥地域密着型施設サービス計画は、ご利用者及びご家族等の意向を踏まえ作成されています。変更等を希望される場合は速やかに申し立てください。

◇苦情受付第三者委員

山都町 民生委員	菊池 吉之
山都町 民生委員	武原 寿枝
蘇陽地区 住民代表	江藤 祐子
清和地区 住民代表	高木 美穂子
蘇望苑家族会 会長	枝尾 秀次

*なお、第3者評価機関の審査は受けておりません。

16. 緊急時および事故発生時における対応は、運営規定第8章に基づき対応します。

地域密着型介護老人福祉施設サービス契約の締結にあたり、ご利用者及びご家族等に対して本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

_____年 月 日

地域密着型介護老人福祉施設
蘇望苑ユニット
施設長 甲斐 聖匠 印

私は、本書面に基づいて施設から重要事項の説明を受け、地域密着型介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

【利用者】 住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

【代理人】 住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

【御家族様】 住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

この重要事項説明書は、厚生省令第39号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、入所申込者又はその家族等への重要事項説明のために作成したものです。

介護に関する個人情報提供同意書

特別養護老人ホーム蘇望苑 管理者 様

介護サービス計画を作成する上で、または入退所に伴う判定会において、
介護に関する個人情報を必要とする機関に提供することに同意します。

提供情報 介護認定調査の概況調査・基本調査（介護認定調査会資料）
介護認定調査の特記事項（介護認定調査票の裏面）
主治医意見書
入退所に関する情報

提供情報 写しの交付

年 月 日

被保険者 氏名 _____

代筆者 氏名 _____

ご家族 氏名 _____

① 身体拘束防止についてのお願い

蘇望苑では、利用者様または他の利用者様等の生命・身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、その他の行動制限は行いません。緊急やむを得ない場合とは、次の三つの要件をすべて満たしていると判断された場合に限りです。

- ① 切迫性…利用者様本人、または他の利用者様の生命、または身体が危険にさらされる可能性が高いこと。
- ② 非代替性…身体拘束、その他の行動制限を行う以外に代替えする方法が無いこと。
- ③ 一時性…身体拘束、その他の行動制限が、一時的なものであること。

緊急やむを得ない場合に該当した場合は、利用者様本人やご家族様に対して、身体拘束の内容・理由・高速の時間や期限等を明記した文書をもって、説明と同意を頂きます。また、身体拘束を行っている期間中でも定期的に見直しを行い、それを記録として残します。

身体拘束における熊本県指標

～身体拘束の具体例～

- 1、徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- 2、転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- 3、自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- 4、点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- 5、点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- 6、車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- 7、立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- 8、脱衣やおむつ外しを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- 9、他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- 10、行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- 11、自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。

*利用者の高度を抑制しようという意図のもとで使われ、同時に利用者がそれを苦痛・ストレスに感じているのならば、センサーマット等も身体拘束につながる。「自立支援」の為に必要なケアであるか、目的や運用方法、使用条件等を事業所内で検討いたします。

② 転倒 骨折予防についてのお願い

近年、指定介護福祉サービスの利用にあたり自己による転倒、転落、骨折が多発する傾向となっており、国の動向として、個人の尊厳を尊重し、行動の抑制をしないという事が挙げられています。当施設では身体拘束を行わず職員の見守りにて対応しております。

利用者ご自身の意思による行動で起こされました事故等につきまして、当苑加入の保険がご利用出来ない場合もございますので予めご了承ください。

③ 身体拘束適正化及び離苑に関するお願い

身体拘束は、利用者様の意に反し生活の自由を制限するものであり、利用者様の尊厳ある生活を阻むものです。当施設では、「介護保険指定基準に於いて身体拘束禁止の対象となる具体的行為」として示されているものに限らず、行動を制限する目的で施設して離苑を防止するすべての行為を「拘束」と位置づけ、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束適正化に向けた意識を持ち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。離苑の無いように心掛けてまいります。万一離苑が発生した場合、職員で捜索し概ね2時間が経過しても解決しない時は、個人情報保護に留意しつつ人命優先の観点から警察および消防と連携し捜索いたします。ご家族様には十分にご理解とご了承の程よろしくお願い致します。

④ 食べ物に関するお願い

蘇望苑にてご家族様、面会者の差し入れ等があります。購入されたものや差し入れなどはホールにて食べて頂くように職員も配慮しておりますが、自室で夜間食べられている場面も見られました。食べ物を取り上げることはご本人様の自尊心を傷つけることもありますので見守り観察で対応しております。

また、高齢であることを考えると、好きなものを好きな時に食べたいという気持ちを考慮すると、強制的には回収は致しておりません。しかし、高齢者のリスクとして誤嚥を起こし肺炎や窒息等のリスクも考えられます。

そこでご家族様には十分にご理解と御了承の程よろしくお願い致します。

⑤急変時に関する医療機関へのお願い

高齢者施設における利用者様の特徴と致しまして、年齢を重ねて行くと共に体力の低下や疾病・老衰等の衰退傾向に伴い急変という状態が想定されます。その時に本人の生前意思もしくはご家族様の意思に従って、医療機関搬送時に延命をするかしないかを要望として確認をとらせて頂いております。看取りに関しましてはその時の状態に応じて担当医よりご説明がございます。

延命処置を望みます 延命処置を望みません

④当苑における医療体制に関するお願い

当施設での医療体制について、下記の通り、説明させていただきます。

- ① 当施設の協力医療機関は、「そよう病院」です。月1回以上の回診と24時間の連絡体制を確保し、健康管理および状態変化時の対応を行います。
- ② 当施設は、医療機関ではなく、生活支援、リハビリの場です。提供できない医療があることをご理解ください。
- ③ 入院の必要がなく容態が安定している時、副作用の危険性や投薬量調整のため医師または看護職員による経過観察が必要でない場合、医師、看護職員以外の職員(介護職員等)が下記の行為を実施する事ができます。
皮膚への軟膏塗布貼付 点眼薬の点眼 一包化された内服薬内服 坐薬挿入
吸入など薬剤使用の介助 ※吸引(定められた研修を受けた職員のみ)等。
- ④ 施設には、常勤医師はおりません。また、看護師も夜間不在です。看護師は、緊急時の連絡により駆けつける体制となっております。
- ⑤ 利用者の状態の変化に伴う緊急時の連絡は、看護師(夜間などは介護職員の場合あり)が行います。

上記に関する当苑からのお願いに対し同意致します。

____年 ____月 ____日

住 所 _____

利用者氏名 _____ (印)

代理人氏名 _____ (印)

御家族様氏名 _____ (印)

(続柄: _____)

緊急時の連絡先

ご利用者様(_____)

フがナ (_____)

お名前 _____ 続柄(_____)

携帯番号 _____ ご住所 _____

フがナ (_____)

お名前 _____ 続柄(_____)

携帯番号 _____ ご住所 _____

フがナ (_____)

お名前 _____ 続柄(_____)

携帯番号 _____ ご住所 _____

